

No	資料名	項目	質問事項	回答
1	契 約 書 (案)	第 1 9 条	機器の所有権が移転する時期、および引渡し前後に落雷等の不可抗力で機器が破損した場合の費用負担の境界線を明確にするため、検査合格時の所有権移転に関する以下の追記が可能であるか。 第 19 条の 2（所有権および危険負担） 1 本委託業務の所有権は、第 19 条 3 項で定める検査合格に基づく引渡しの完了時に受託者から委託者に移転するものとする。 2 本委託業務の引渡し前に生じた本委託対象物の滅失、毀損その他一切の損害は受託者の負担とし、引渡し（検収完了）後に生じた損害は委託者の負担とする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。	ご質問の契約書（案）への追記内容について、契約書（案）の第 16 条及び第 17 条並びに第 19 条にて既に定められており、当該追記は不要と判断したため、契約書（案）への追記はできかねます。
2	契 約 書 (案)	第 2 4 条 (損 害 賠 償)	万が一、弊社に帰責事由があり損害賠償が発生した場合のルールについて。 無制限での賠償リスクを負うことは社内規定で認められておらず、企業間取引における標準的なルールである「損害賠償の上限を本委託業務の契約金額までとする」旨の以下の追記が可能であるか。 2 前項に基づき相手方に請求できる損害賠償の範囲は、相手方の債務不履行または不法行為により直接かつ現実に生じた通常の損害に限られるものとし、いかなる場合も、間接損害、特別損害、付随的損害、結果的損害、および逸失利益（期待利益を含む）については、賠償の責任を負わないものとする。 3 本契約または個別合意に関連して、委託者または受託者が相手方に対して負担する損害賠償の総額は、事由の如何を問わず、本契約（およびこれに基づく個別合意）に定める本委託業務代金の総額を上限とする。	ご質問の契約書（案）の変更内容について、入札参加者間の公平性及び競争性に影響を及ぼす可能性があることから、当該変更はできかねます。

3	契 約 書 (案)	第 3 3 条 (契 約 不 適 合 責 任 期 間 等)	納品後の無償修理（契約不適合責任）の期間について。 現在の案（不具合を覚知した時から 1 年以内）では、将来にわたり弊社の責任期間が終了せず、見通しが立たなくなってしまう。そのため、企業間の一般的な取引ルールに合わせ、責任期間を「引渡しから 1 年以内」へ変更。 また、これに伴い責任期間の延長につながる第 3 項および第 4 項の削除。 以下の変更が可能であるか。 （変更前） 第 3 3 条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第 1 9 条第 3 項（第 2 1 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた後、<u>その不適合を知った時から 1 年以内</u>でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。 （変更後） 第 3 3 条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第 1 9 条第 3 項（第 2 1 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた後、<u>引き渡しから 1 年以内</u>でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。	ご質問の契約書（案）の変更内容について、入札参加者間の公平性及び競争性に影響を及ぼす可能性があることから、当該変更はできかねます。
4	契 約 書 (案)	第 3 3 条	以下の削除が可能であるか。	ご質問の契約書（案）の変更内容について、入札参加者間の公平性及び競争性に影響を及ぼす可能性があることから、当該変更

		(契 約 不 適 合 責 任 期 間 等)	3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。	はできかねます。
--	--	---	--	-----------------